

○焼津市子ども医療費補助要綱

昭和59年9月29日告示第112号

改正

平成3年4月1日告示第64号
平成5年3月31日告示第67号
平成6年3月25日告示第27号
平成6年11月10日告示第145号
平成7年5月24日告示第83号
平成8年5月22日告示第81号
平成9年7月29日告示第126号
平成10年3月31日告示第38号
平成11年2月26日告示第17号
平成11年9月6日告示第123号
平成12年3月30日告示第45号
平成13年8月22日告示第129号
平成15年3月31日告示第35号
平成16年11月19日告示第165号
平成17年5月25日告示第94号
平成18年2月17日告示第20号
平成20年3月21日告示第54号
平成20年10月31日告示第265号
平成21年3月25日告示第70号
平成22年3月25日告示第67号
平成24年8月22日告示第254号
平成25年2月26日告示第56号
平成26年3月26日告示第58号
平成27年3月31日告示第54号

焼津市子ども医療費補助要綱

焼津市乳幼児長期疾患医療費助成要綱（昭和57年焼津市告示第81号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、子どもの傷病に係る医療費（以下「医療費」という。）の補助について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において「子ども」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この要綱において「保護者」とは、子どもの親権者、未成年後見人又はその他の者で、子どもを現に監護するものをいう。

3 この要綱において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

4 この要綱において「医療費の額」とは、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）により算定した額の合計額をいう。

5 この要綱において「保険給付」とは、社会保険各法に規定する療養の給付、療養費、特定療養費、特別療養費、家族療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費及び高額療養費をいう。

6 この要綱において「養育医療等の徴収額」とは、次に掲げる規定により、子ども、その保護者等

が負担し、又は徴収される額をいう。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第2項各号及び第56条第2項（第50条第5号の費用に係る部分に限る。）
 - (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第31条
 - (3) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第21条の4
 - (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条及び第37条の2
 - (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条
 - (6) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第2項第1号及び第2号
 - (7) 感染症対策特別促進事業について（平成20年3月31日健発0331001号厚生労働省健康局長通知）別添5肝炎治療特別促進事業実施要綱6(2)イ
- 7 この要綱において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項の規定に基づき平均的な家計における食費の状況を勘案して厚生労働大臣が定める額をいう。

（補助の対象者）

第3条 この要綱に定める医療費の補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、社会保険各法による被扶養者又は被保険者である子ども（以下「対象子ども」という。）の保護者で、対象子どもと共に市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されているものとする。

（補助対象医療）

第4条 補助の対象となる医療は、対象子どもの傷病に係る医療のうち、法令又は他の施策に基づいて国及び県が行う医療費の給付等を受けられる部分（養育医療等の徴収額の対象となる部分を除く。）以外の医療とする。ただし、第三者の行為による傷病に係る医療及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）第15条第1項第7号に規定する災害共済給付を受ける医療を除くものとする。

（補助額）

第5条 補助額は、補助算定基準額（医療費の額から保険給付の額を控除した額又は養育医療等の徴収額をいう。以下同じ。）及び食事療養標準負担額の合計額とする。

（補助対象期間の制限）

第6条 対象子どもが転入により市内に住所を有したときは、転入日を補助期間の始期とする。

2 対象子どもが転出により市内に住所を有しなくなつたときは、転出日を補助期間の終期とする。

（現物給付による補助）

第7条 補助は、保険医療機関、特定承認保険医療機関、保険薬局又は柔道整復師施術所（以下「保険医療機関等」という。）が子ども医療費受給者証（第1号様式。以下「受給者証」という。）の提示を受けて行つた対象子どもの医療に係る医療費について、この要綱の規定による補助額に相当する額（社会保険各法の規定による高額療養費が生ずるときは、補助額に高額療養費の額を加えた額。以下この条において同じ。）を当該補助対象者から徴収しないものとし、当該保険医療機関等に対し、補助額に相当する額を市が負担することにより行う。この場合において、補助対象者は、保険者に対する高額療養費の請求及び受領に関する権限を市長に委任するものとする。

2 前項の場合において、保険者から被保険者へ既に高額療養費が支給されている場合は、市長は、被保険者に高額療養費を請求するものとする。

（受給者証の交付等）

第8条 保護者は、受給者証の交付を受けようとするときは、子ども医療費受給者証交付申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 被保険者証の写し

(2) 保護者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）の所得に関する市区町村長の証明書（市長が必要と認める場合に限る。）

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、受給者証を当該保護者に交付する。

3 受給者証の有効期限は、当該受給者証において市長が定める。

(受給者証の提示)

第9条 補助対象者は、保険医療機関等において医療を受ける際、保険医療機関等に対し、受給者証を提示しなければならない。

(変更届)

第10条 補助対象者は、受給者証の記載事項に変更が生じたとき、主たる生計維持者に変更が生じたとき又は加入している医療保険に変更があつたときは、子ども医療費受給者証記載事項等変更届(第3号様式)に被保険者証の写しを添えて、市長に届け出なければならない。

(受給者証の再交付及び返還)

第11条 補助対象者は、受給者証を破損し、又は亡失したときは、受給者証の再交付を市長に申請することができる。

2 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受給者証を返還しなければならない。

- (1) 補助を受けることができる要件に該当しなくなつたとき。
- (2) 破損した受給者証の再交付を受けるとき。
- (3) 亡失した受給者証の再交付を受けた場合において、その亡失した受給者証を発見したとき。
- (4) 受給者証の有効期限が経過したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が返還を必要と認めたとき。

(償還払による補助の特例)

第12条 第7条から前条の規定にかかわらず、補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、医療費の補助を受けようとするときは、通院に係る医療費の補助にあつては子ども医療費補助申請書(通院用)(第5号様式)に、入院に係る医療費の補助にあつては子ども医療費補助申請書(入院用)(第6号様式)に当該診療に係る領収書を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 県外の保険医療機関等又は第7条に規定する補助の現物給付を実施しない保険医療機関等に受診した場合
 - (2) 保険給付の対象となる補装具の支給を受けた場合
 - (3) 保険給付に準じて行われるはり灸師の施術を受けた場合
 - (4) 未熟児養育医療、身体障害者育成医療及び療育医療の公費負担制度において費用徴収された場合
 - (5) 受給者証の交付申請から受給者証の発行までの間に保険医療機関等に受診した場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が第7条に規定する現物給付による補助の方法によることのできないと認めた場合
- 2 前項の申請は、対象子どもが保険給付を受けた日から起算して1年以内に行わなければならない。

(支給)

第13条 市長は、前条第1項の申請があつたときは、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、当該申請に係る補助額を決定のうえ申請者に支給するものとする。

(返還)

第14条 市長は、虚偽その他不正手段により補助を受けた者があるときは、補助額の全部又は一部を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により取消しをした場合において、既に補助がなされているときは、補助対象者に対し、当該取消しに係る補助額の部分を期限を定めて返還させるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、昭和59年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の焼津市乳幼児長期疾患医療費補助要綱(以下「改正後の要綱」という。)第5条の規定は、昭和59年11月1日以後の受信による医療費補助から適用し、同日前に受診した医療費補助については、なお従前の例による。

3 転入前又は転入後において引き続き入院し、その期間が15日以上にわたる場合は、改正後の要綱第6条の規定にかかわらず、焼津市に住所を有する期間についてこの要綱を適用する。

(大井川町の編入に伴う経過措置)

4 大井川町の編入の前日に大井川町乳幼児医療費助成要綱(平成7年大井川町要綱第2号)の規定

によりされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成3年4月1日告示第64号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の焼津市乳幼児長期疾患医療費補助要綱の規定の適用は、平成3年度分の補助金から適用する。

附 則（平成5年3月31日告示第67号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の焼津市乳幼児長期疾患医療費補助要綱の規定は、平成5年4月1日以後の医療費に係る補助金から適用し、同日前の医療費に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成6年3月25日告示第27号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成6年度分の補助額に係る補助算定控除額は、改正後の別表の規定にかかわらず、乳幼児の属する世帯の前年分の所得税額等に応じ附則別表に定めるところにより算定した額とする。

附則別表（附則第2項関係）

平成6年度用徴収基準額表

階層区分	世帯の階層細区分		徴収基準月額	加算基準月額		
B階層	B 市民税 非課税		円 1,700	同一世帯で対象乳幼児が2人以上の場合は、1人増すごとに左欄の徴収基準月額の10パーセントの額を加算する。ただし、所得税の年額が6,270,001円以上の世帯で加算基準月額が24,700円に満たないときは、24,700円とする。		
C階層	所得税非課税	C 1 市民税の均等割のみ課税	5,100			
		C 2 市民税の所得割課税	7,000			
D階層	所得税課税	所得税の年額（円）			全額	
		D 0	9,600以下			9,400
		D 1	9,601以上 30,000以下			10,200
		D 2	30,001以上 80,000以下			15,200
		D 3	80,001以上 140,000以下			21,100
		D 4	140,001以上 280,000以下			32,700
		D 5	280,001以上 500,000以下			46,400
		D 6	500,001以上 800,000以下			61,100
		D 7	800,001以上 1,160,000以下			77,500
		D 8	1,160,001以上 1,650,000以下			95,900
		D 9	1,650,001以上 2,260,000以下			116,000
		D 10	2,260,001以上 3,000,000以下	138,200		
		D 11	3,000,001以上 3,960,000以下	162,200		
		D 12	3,960,001以上 5,030,000以下	187,900		
D 13	5,030,001以上 6,270,000以下	215,600				
	D 14	6,270,001以上				

備考 この表において「全額」とは、第5条第1項第1号に規定する補助算定基準額又は同項第2号イに規定する附加給付がある場合は補助算定基準額から当該附加給付額を控除した額をいう。

附 則（平成6年11月10日告示第145号）

この告示は、公示の日から施行し、平成6年10月1日以後の受診に係る医療費の補助について適用する。

附 則（平成7年5月24日告示第83号）

この告示は、公示の日から施行し、平成7年4月1日以後の受診に係る医療費の補助について適用する。

附 則（平成8年5月22日告示第81号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の焼津市乳幼児医療費補助要綱の規定は、平成8年4月1日以後の受診に係る医療費の補助について適用する。

附 則（平成9年7月29日告示第126号）

（施行期日等）

1 この告示は、公示の日から施行し、平成9年4月1日以後の受診に係る医療費の補助について適用する。

（経過措置）

2 改正後の焼津市乳幼児医療費補助要綱の規定にかかわらず、平成9年4月1日からこの告示の施行の日の前日までの間の受診に係る医療費の補助について改正後の第5条の規定による自己負担額が改正前の同条の規定を適用した場合に得られる自己負担額の額を超える場合における補助額及び補助の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月31日告示第38号）

（施行期日）

1 この告示は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の焼津市乳幼児医療費補助要綱の規定にかかわらず、この告示の施行前に補助の申請があったものに係る医療費の補助については、なお従前の例による。

附 則（平成11年2月26日告示第17号）

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年9月6日告示第123号）

この告示は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成12年3月30日告示第45号）

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年8月22日告示第129号）

（施行期日）

1 この告示は、平成13年10月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第4条の規定は、平成13年10月1日以後の受診に係る医療費の補助について適用し、同日前の受診に係る医療費の補助については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月31日告示第35号）

（施行期日）

1 この告示は、平成15年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第4条の規定は、平成15年4月1日以後の受診に係る医療費の補助について適用し、同日前の受診に係る医療費の補助については、なお従前の例による。

附 則（平成16年11月19日告示第165号）

（施行期日）

1 この告示は、平成16年12月1日から施行する。

（適用区分）

2 次項に定めるものを除き、改正後の焼津市乳幼児医療費補助要綱の規定（以下「改正後の要綱」という。）は、平成16年12月1日以後の受診に係る医療費の補助について適用し、同日前の受診に係る医療費の補助については、なお従前の例による。

3 改正後の要綱の第3条の規定は、この告示の施行の際現に改正前の焼津市乳幼児医療費補助要綱に規定する補助対象医療に係る医療費の補助を受けることができる者に限り、平成17年4月1日以後の受診に係る医療費の補助について適用し、同日前の受診に係る医療費の補助については、なお従前の例による。

附 則（平成17年5月25日告示第94号）

(施行期日等)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、改正後の焼津市乳幼児医療費補助要綱の規定は、平成17年4月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 改正後の第2条の規定は、平成17年4月1日以後の受診に係る医療費の補助について適用し、同日前の受診に係る医療費の補助については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年2月17日告示第20号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第3条及び第8条の規定は、平成18年4月1日以後の受診に係る医療費の補助について適用し、同日前の受診に係る医療費の補助については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月21日告示第54号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条の規定は、平成20年4月1日以後の受診に係る医療費の補助について適用し、同日前の受診に係る医療費の補助については、なお従前の例による。

- 3 この告示の施行の際現に改正前の焼津市乳幼児医療費補助要綱の規定により交付されている乳幼児医療費受給者証は、改正後の焼津市子ども医療費補助要綱の規定により交付された子ども医療費受給者証とみなす。

附 則 (平成20年10月31日告示第265号)

この告示は、平成20年11月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月25日告示第70号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条の規定は、平成21年4月1日以後の受診に係る医療費の補助について適用し、同日前の受診に係る医療費の補助については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年3月25日告示第67号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年8月22日告示第254号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成25年2月26日告示第56号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の焼津市子ども医療費補助要綱の規定は、平成25年4月1日以後の受診に係る医療費の補助について適用し、同日前の受診に係る医療費の補助については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月26日告示第58号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の焼津市子ども医療費補助要綱の規定は、平成26年4月1日以後の受診に係る医療費の補助について適用し、同日前の受診に係る医療費の補助については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月31日告示第54号)

この告示は、公示の日から施行し、平成27年1月1日以後の受診に係る医療費の補助について適用する。

第1号様式（第7条関係）

（表）

子ども医療費受給者証			
公費負担者番号			
受給者番号			
受給者	フリガナ		
	氏名		男・女
	生年月日	年 月 日	
保護者	住所		
	氏名		
有効期限			
自己負担金	入院	なし	
	通院		
年 月 日		焼津市長 印	

（裏）

注 意 事 項	
<p>1 この証は、医療費の助成を受けることができる証ですから、大切に保管してください。</p> <p>2 保険医療機関等で診療を受けるときは、その都度必ず窓口に提示してください。 この証を提示しないと医療費の助成が受けられません。</p> <p>3 保険の対象とならないもの（入院証明書料、特別な病室に入ったたり特別なサービスを受けた場合の負担額など）は、助成の対象となりませんので、全額医療機関の窓口で支払ってください。また第三者行為（交通事故など）による受診も助成の対象となりません。</p> <p>4 この証は、県外の医療機関では使用できません。 （県外の医療機関で受診した場合、別の手続により、助成が受けられます。課に申請してください。）</p> <p>5 この証の記載事項に変更が生じたとき又は加入している健康保険に変更があったときは、速やかに届け出てください。</p> <p>6 市外へ転出するときは、直ちに、この証を返却してください。</p> <p>7 重度障害者（児）医療費助成金受給者証の交付を受けたとき、又は生活保護受給世帯になったときは、直ちに、この証を返却してください。</p> <p>8 この証を破損したり、紛失したときは、再交付を受けてください。</p>	
<p>焼津市 部 課</p> <p>電話 () -</p>	

第2号様式（第8条関係）

受給者番号 (市が記入)	
-----------------	--

子ども医療費受給者証交付申請書

年 月 日

(宛先)焼津市長

住所

氏名

印

電話

下記のとおり、子ども医療費受給者証の交付を申請します。

記

受給者 (子ども)	ふりがな	児童手当制度の児童のうち第 子(※1)			男・女
	氏名	生年月日			
保護者	住 所	〒 (電話)			
	ふりがな 氏名	印 子どもとの続柄			
	加入年金	国民年金・厚生年金・共済年金・その他()			
主たる生計維持者(※2)	住 所	〒 (電話)			
	ふりがな 氏名	印 子どもとの続柄			
	加入年金	国民年金・厚生年金・共済年金・その他()			
加入医療保険	保険の種類	社保・組合・共済・船員・国保			
	保険者名			被保険者氏名	
	被保険者証記号			番 号	
勤務先	事業所名				
	所在地	〒 (電話)			
児童手当の受給状況、所得状況を公簿により確認することについて承諾します(承諾有効期間：申請日から受給者(子ども)が15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)。					

- (※1) 児童手当制度の児童とは、18歳になった年の最初の3月31日までの子をいいます。
- (※2) 主たる生計維持者が保護者と相違する場合に記入してください。

委 任 状

子ども医療費受給者証で受けた医療の高額療養費の請求及び受領については、焼津市長に委任します。

被保険者 住所

氏名

印

第3号様式（第10条関係）

受給者番号	
-------	--

子ども医療費受給者証記載事項等変更届

年 月 日

(宛先) 焼津市長

住 所
届出者 氏 名
電 話 ー
受給者 氏 名
(子ども) 生年月日 年 月 日

次のとおり変更があつたので、届け出ます。

変更事項 (該当する番号を○で囲んでください。)	変更年月日	変 更 前	変 更 後
1 受給者の氏名			
2 保護者の氏名			
3 保護者の住所			
4 主たる生計維持者の氏名			
5 主たる生計維持者の住所			
6 加入 保険	被保険者証の記号・番号		
	保険者名		
7 そ の 他			

第4号様式 削除

第5号様式（第12条関係）

（宛先） 焼津市長

子ども医療費補助申請書（通院用）

年 月 日

フリガナ 本人氏名	男・女 年 月 日生（ ）歳	申請者（保護者） 住所 フリガナ 氏名	本人との続柄 （ ） 電話 —
<加入保険> 国保・社保・組合・共済		<振込先>	
記号	番号	預金種目 普通・当座	銀行・農協・信用金庫 口座番号 店
保険者番号		口座名義	

通院日数（月ごと）	保険診療による 自己負担金	育成・養育・小慢 自己負担金	補助対象額	延べ日数	市の補助額
年 月分 日間					
年 月分 日間					
年 月分 日間					
年 月分 日間					
年 月分 日間					
年 月分 日間					
年 月分 日間					
年 月分 日間					
年 月分 日間					
年 月分 日間					
合計					

第6号様式（第12条関係）

（宛先） 焼津市長

子ども医療費補助申請書（入院用）

年 月 日

フリガナ 本人氏名	男・女 年 月 日生（ ）歳	申請者（保護者） 住所 フリガナ	本人との続柄 （ ） 電話 —
<加入保険>	国保・社保・組合・共済	氏名	
記号	番号	<振込先>	
保険者番号		預金種目 普通・当座	銀行・農協・信用金庫 口座番号 店
		口座名義	

入院期間（月ごと）	日数	保険診療による 自己負担金	育成・養育・小慢 自己負担金	高額療養費	補助対象額	食事療養 標準負担額	市の補助額
年 月 日～ 日							
年 月 日～ 日							
年 月 日～ 日							
年 月 日～ 日							
年 月 日～ 日							
年 月 日～ 日							
年 月 日～ 日							
年 月 日～ 日							
年 月 日～ 日							
合計	件						